

千葉県公害健康被害認定審査会運営要綱

昭和50年5月20日

- 第1条 この要綱は、千葉県公害健康被害認定審査会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 審査会は非公開とし委員の半数以上の、出席をもって成立する。
- 第3条 認定の適否については、出席委員の全員一致をもって決定する。
- 2 前項の決定が得られなかった場合は必要事項を再調査し、再度審査会にはかるものとする。
- 第4条 審査会の資料は公開することができない。ただし、申請人および保護者の同意を条件として当該主治医に対し、これを開示することができる。
- 第5条 この要綱に定めるもののほか審査会の運営について必要な事項は、審査会がこれを決定する。